

新宿連絡会 News

新宿連絡会（新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議）発行

〒111 東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉会館気付

☎03-3876-7073/030-818-3450

カンパ送り先：郵便振替口座00170-1-723682「新宿連絡会」

vol.7 1998/11/3

自立支援センター早期設置を求める全都野宿労働者統一行動

要求実現まであと一步に迫る！

5月のメーデーから始まった自立支援センター早期開設を求める全都野宿労働者統一行動も、いよいよ佳境に入ってきました。夏まつりをはさんで秋に再開された全都の仲間の対行政闘争は確実に東京都を追い詰め、要求実現まであと一步に迫っています。

*

9月18日、全都野宿労働者統一行動実行委員会（全都実）は、東京都福祉局との第二回目の団体交渉を行ないました。都内各地から集まった野宿労働者と自立支援センター（暫定実施）入寮者は約170人にのぼりました。

全都実が求めている自立支援センター（本格実施）の早期開設について、都側は「具体的な日時、場所は言えないが、センター設置に向けて進展している」「年度内2ヶ所という目標はあきらめていない。10月末を

メドに区側との協議を精力的に進める」という回答を行ないました。

参加者からは本格センターの早期開設と就労支援の強化を求める声が相次ぎました。そして最後に全体の意思として、「本格センターを一日でも早く作る事。そのメドを早急に明らかにしてもらいたい。10月22日、都庁に要請のための集会とデモを予定しているので、それまでにできるかぎりの検討を終えてもらいたい」との要請を行ないました。そして後日、交渉で出された声をまとめて改めて都福祉局に文書で要望書を提出し、10月22日の回答を迫ったのです。

*

全都実は、10月12日と15日には山谷地区3区（台東、荒川、墨田）への申し入れ行動を行い、特別区側にも仲間の声をぶつけました。そして22日の行動を迎えたのです。（p2へ）

10・22集会・デモに 300人の結集かちとる

そして迎えた10月22日。集会の会場となった新宿・柏木公園には都内各地（新宿、渋谷、池袋、東京駅周辺、上野、山谷・隅田川）から続々、仲間が集まり、その数は300人にのぼりました。集まった仲間は東京都に対して「公約の実施」を迫るため、都庁にデモ行進をします。新宿の繁華街・ビジネス街に響き渡る「センター作れ！仕事よこせ！」というシュプレヒコールに道ゆくサラリーマンたちも足を止め、野宿労働者の主張に耳を傾けていました。

デモの途中、全都実の代表団が都庁に入り、都福祉局との交渉を行いました。交渉の場で都側は、「自立支援センターをいつ、どこで、どんな形で作るかについては、区との調整を慎重に行っており、今ここではっきりと言うことはできない。しかし今年度内設置は決してあきらめたわけではない。その点、わかってほしい。」と回答しました。

残念ながら具体的な回答を引き出すことはできなかったのですが、都が6月の団交の場で表明した「年度内設置」という公約は、実現に向けて確実に動いているという手応えを感じることができました。センター設置問題は、場所についてもメドが

き、実施要綱も大枠が決まり、あとは受け入れ区の最終的な合意だけという段階にまでこぎつけています。都と区の不協和音などのマイナス要因がある中、ここまで来れたのも全都の仲間が団結し、声をあげてきたからだと言っているでしょう。

全都実は、今回の行動として11月26日に屋内集会（午後1時より恵比寿区民会館）を予定しており、この時までには都からの具体的な回答を引き出し、集会の場で全都の仲間とともに「勝利宣言」を発したいと考えています。またこの集会は、冬にむけて「全都越冬」に突入する集会にもなります。要求の実現をかちとり、越冬の闘いへと向かう全都野宿労働者の闘いに今後ともご注目、ご支援をお願いします。

暫定センター閉鎖

10月31日、暫定自立支援センターのさくら寮が閉鎖になりました。9月末に北新宿寮が閉鎖になって後、北新宿寮の仲間もさくら寮に移っていたのですが、さくら寮も期限がきてしまったというわけです。

新宿連絡会と入寮者有志は閉鎖問題に関して都福祉局と話し合ってきました。その結果、入寮者のうち、生活保護に移行した人は簡易旅館や施設に移り、仕事が決まって、すで

に月給を得た人は公営のアパートに移りましたが、どちらにもなっていない仲間に関しては、11月以降も都が宿泊援護を続けていくということになりました。31日にはさくら寮に残っていた36人（うち6人は就職決定者）が宿泊援護事業に移行し、2ヶ所の民間宿泊所に引っ越しをすませました。

連絡会は毎週、宿泊援護事業に移行した仲間への面会・激励活動を続け、仲間を支えています。

(以上、I)

日常活動の記録

*パトロールで出会った仲間の数
(日曜夜、新宿駅周辺)

9/6 433、9/13 476、9/20 522、
9/27 486、10/4 456、10/11 433、
10/18 490、10/25 449、11/1 541

11月から若干、パトロールのエリアを拡大した結果、より多くの仲間に出会えるようになりました。

*医療相談（毎月第2日曜のボランティア医師による相談会）

7/12 17人相談、12人に紹介状
8/9 19人相談、5人に紹介状
9/13 18人相談、9人に紹介状
10/11 24人相談、12人に紹介状

1・24弾圧裁判 控訴審判決へ！

10月14日、最終弁論が行われた。

弁論に入る前に、弁護団の要請により、証拠調べが再開され、ビデオが検証された。97年1月に東京MXテレビで放映された「段ボールハウスの鳶職人」という番組である。鳶職人であるイッチャン（市崎和広さん、ダンボール村通信に度々寄稿しているので、ご存じの方も多いと思う。）が、ダンボールハウス作りの棟梁になっている、というルポルタージュ。人それぞれに自分のダンボールハウスを、いかに工夫して作っているかという場面が大半を占める。「ダンボールハウスを無価値物の路上廃材として撤去した」などという検察の主張を論破するためである。

● 検察の最終弁論は、「被告人らの妨害行為の対象となった東京都職員の業務内容は道路環境整備工時であった。」と、主張が起訴状にUターン。（控訴趣意書では、「何らの強制性も、手続き上の瑕疵もないバリケード撤去作業であった。」と主張していた。）

控訴審は、妨害行為の対象さえ二転三転させる検察のデタラメさを鋭く突く（弁護団は、控訴趣意書の大

部分を撤回せよ、と迫った) ことから始まったのだが、裁判長の訴訟指揮は、趣意書の論理矛盾をただすこともなく、こちら側の証人は一人しか採用せず、検察証人にいたっては、一審で取り調べ済みの山口剛氏をあえて採用するなど、終始、検察寄りであった。

● 弁護側の最終弁論は、これら裁判所・検察の「座り込んだ、卵を投げた、(何を妨害したのかハッキリしないが) 妨害した、工事着工が遅れた」などという"有罪"の発想をひとつづつ叩く、丁寧で重厚なものになった。

曰く、

* 東京都の当日の業務は原判決が認定したごとく、「権力的公務である」こと。すなわち、原判決は都の「行為」をできるだけ名目にとらわれず、また、いたずらに事象を細分化することなく、その「環境整備工時」とされる行為の真の実態、目的は何であったかを裁判所として認定することを試み、さらに被告人ら野宿労働者がどのような意思で、どのような目的で行為に及んだか、結局は、何に対する抵抗行為であったのか、という点に踏み込み、適切な判断をしたのだということ

* さらに、「都の業務 (=強制排除) の不当性」を説き (東京都に「説得」の意思はなかったことを、控訴審に

於ける検察側証言から導いている)

* また、百歩譲って、都の業務が威力業務妨害罪で保護される業務に含まれるとしても、野宿労働者のかけがえのない生活の基盤であるダンボールハウスの撤去という業務は、直接的に野宿労働者の人権を侵害した強度の違法性を有するものである。

と、一審の無罪判決維持、控訴棄却を主張したのである。

判決へのご注目をお願いしたい。
(判決前集会を11月20日に行ないません。詳しくは最終ページをご覧ください。)

(Y)

☆判決公判

11月27日 (金) 午前10時30分
東京高裁第725法廷にて

◆新宿連絡会では「1・24弾圧裁判資料集」を発行しています。
No.1 一審無罪判決と控訴趣意書
No.2 両「被告」の答弁書
各500円です。ご希望の方は郵便振替用紙でお申し込みください。
送料実費でお送りします。

1・13控訴審始まる 警察の証拠改竄が判明

一方の1・13弾圧の控訴審（一番は懲役8ヶ月・執行猶予2年の不当判決）も9月16日に開始された。第1回公判で弁護側は、吉村君に突き倒されたと主張する都職員の転倒シーンのビデオをコマ割りしたものを証拠採用させ、「転倒」が自作自演であることを印象づけた。続く10月30日の第2回公判では当日、ビデオ撮影をしていた公安刑事・田中を証人として呼び、尋問を行なったが、その中で驚くべきことが明らかになった。

田中の証人尋問をきっかけに、警察がこれまで提出を拒んでいたビデオテープが初めて法廷に出されたのだが、それが改竄されていたことが明らかになったのだ。田中の撮ったビデオテープは時刻表示が消された箇所があり、一部をカットして編集したのは明白であった。弁護側がその点を追及すると、田中は証言がシドロモドロになり、検察側からも「ちゃんと質問に答えろ」と叱責されるといった失態ぶりだった。

1・13控訴審はついに権力犯罪の構図が暴れつつある。ぜひともご注目いただきたい。

(I)

☆公判日程

12月2日（水）午後1時30分～

12月16日（水）午前10時30分～

いずれも東京高裁第725号法廷にて

4・29墨塗り国賠訴訟

原告新居崎さんの意見陳述が終わった段階で、新居崎さんに指紋ローラーのインクを塗りつけた張本人である新宿署員・松井明への訴訟が併合された。当日の様子についてのこちらの主張に対して、被告東京都が、「原告本人が『異常』な性格のために自分で"墨を塗った"」などと、新居崎さんを侮辱する書面を出してきたため、松井を個別に訴えることにしたのである。

こちら側が提出した当日のビデオの検証が終わり、次回公判でこちら側が請求している証人（同時に逮捕された山谷争議団の守さんや、新居崎さんが墨を塗られていることを接見で確認している萱野弁護士など）の採・不採が決定される。

(Y)

★次回公判

11月6日（金）午後1時10分～

東京地裁第631号法廷にて

判決を迎える集会に結集を！

1・24控訴審判決に先立ち、控訴審の過程、一審判決の意義などを確認する集会を開きます。先日、名古屋の若宮大通公園のなかまに市当局が都市公園法に基づき立ち退きを求め、最後までがんばったなかまに行政代執行を適用するという"事件"がありました。新聞報道などでも、新宿の無罪判決に触れて、その判決が「行政代執行を行うべきであった」と述べている、と解説したりしていました。一審判決がそのように読めるか、読めないか、野宿の現場では、この若宮大通公園の強制撤去をどのように受け止めたのか、それぞれに言いたいことがたくさんあると思います。そんな意見を出し合う場にしたいと思いますので、ぜひご参加ください。

記

日時： 11月20日（金） 午後7時～9時

場所： 日本キリスト教会館4階会議室

（地下鉄東西線早稲田駅下車5分または高田馬場駅から早大正門行きバス「西早稲田」下車3分。早稲田奉仕園・アバコプライダルホールと同敷地内）

越冬準備に向けたカンパを！

いつも本当に大勢の方に私たちの取り組みを支えていただき、ありがとうございます。

今年も冬が近づいてきています。新宿連絡会では、11月から毛布の購入・配布など越冬に向けた準備を進めております。越冬闘争支援の正式な呼びかけは次号（12月初旬発行）にて行いますが、野宿の仲間をとりまく状況は例年以上に厳しいだけに、今回の越冬は都内各地の取り組みとより一層の結びつきを強めながら、例年以上の布陣で取り組んでいく所存です。いつもいつもカンパの要請ばかりで心苦しいかぎりですが、越冬準備に向けたご支援をよろしく願いいたします。

☆カンパ送り先：郵便振替口座 00170-1-723682「新宿連絡会」

衣類・米などの物資カンパもお願いします。詳しくは、山谷労働者福祉会館（電話03-3876-7073）にお問い合わせください。